
1. 9月以降の雇用調整助成金等の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点（7/20現在）での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、緊急事態措置区域として東京都が追加されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、8月末までとされている現在の助成内容を9月末まで継続することとする予定です。

(1) 「雇用調整助成金」について

雇用調整助成金等の特例措置は5月～9月は縮減され、1日当たりの上限額が13,500円（4月までは同15,000円）となります。また、中小企業で解雇等を行わなかった場合の助成率は9/10（4月までは10/10）となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

また、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主は4月まで適用されていた特例措置が9月まで引き続き適用されます。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請対象期間が9月まで延長されます。なお、1日当たりの上限額は9,900円（4月までは11,000円）となります。

なお、まん延防止等重点措置解除地域（仙台市）において、知事の要請による営業時間短縮等に協力する事業主は4月まで適用されていた特例措置が6月まで適用されます。

【お問合せ先】

- ・雇用調整助成金
職業対策課（022-299-8063）

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター (0120-221-276)

2. 在籍型出向支援制度のご案内

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の双方から雇用され、一定期間継続して勤務することをいいます。

(公財) 産業雇用安定センターでは一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先双方の事業主に対して、一定期間の助成を行うため、産業雇用安定助成金が創設されました。

産業雇用安定助成金は、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、賃金を含む出向中の経費の一部や、出向初期経費について、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給を行います。

【お問合せ先】

- ・ 在籍型出向を活用したマッチング支援
公益財団法人産業雇用安定センター宮城事務所
(022-726-1826)

- ・ 産業雇用安定助成金
職業対策課 (022-299-8063)

3. 8/26無料セミナー開催（厚生労働省委託事業）

東北エリアの事業主・人事担当者向け無料オンラインセミナーを開催します。

「社員の本音に基づく人材育成とは」
～本音を導き出す面談手法から人材育成につなげるために～

- 日時：8月26日（木）13:30～14:50

● お申込み・詳細

<https://carisapo.mhlw.go.jp/eventsch/22149/>

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

【お問合せ先】

宮城・山形キャリア形成サポートセンター

TEL:022-212-8335

4. 有害物ばく露防止対策補助金の実施のお知らせ

金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構（IARC）により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられ、順次施行されることとなりました。

今般、改正特化則の経過措置期間中の中小企業におけるばく露防止措置の取り組みを支援するため、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」が委託事業により実施されます。ぜひご活用ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000789195.pdf>

委託事業：（公社）全国労働衛生団体連合会（全衛連）

<http://www.zeneiren.or.jp/hazardous/index.html>

5. 令和2年度宮城県内における個別労働紛争解決制度の施行状況について

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度

で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

令和2年度の宮城県内における施行状況のポイントは、以下の3項目になります。

(1) 総合労働相談の件数は2万1642件で、14年連続で2万件を超え、高止まり。

(2) 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数は「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多（民事上の個別労働紛争の相談件数は5271件のうち1461件で8年連続、助言・指導の申出件数は192件のうち47件で10年連続）。

(3) あっせんに関しても、「いじめ・嫌がらせ」に関する申請件数が2年ぶりに最多（77件のうち25件）。

宮城労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

●施行状況の詳細はこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/redirect/redirectpage20210728kobetsuroudouhunsou.html>

【お問合せ先】

宮城労働局 総合労働相談コーナー
雇用環境・均等室（022-299-8834）

6. 「えるぼし認定」企業として1社、「くるみん認定」企業として1社を認定しました！

宮城労働局では、女性活躍推進法に基づき1社（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づき1社（くるみん認定）を認定し、令和3年7月30日に認定通知書を交付しました。

・認定企業

- ◆株式会社オオノ（仙台市、保険調剤薬局）
- ◆迫りコー株式会社
（登米市、事務用機械器具製造業）

「えるぼし認定」は、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業（女性活躍企業）として、女性活躍のための行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。

「くるみん認定」は、従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる企業（子育てサポート企業）として、次世代育成支援のための行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした企業を認定する制度です。

認定企業の詳細など

・ えるぼし認定

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/L-boshi-nintei.html>

・ くるみん認定

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/124/12441.html>

【お問合せ先】

雇用環境・均等室（022-299-8844）